

令和7年度川崎市中小企業融資制度のご案内【令和7年10月1日以降の変更点】

2 伴走支援型経営力強化資金の信用保証料補助率の引き上げ期間の延長

※適用は、令和7年10月1日から令和8年3月31日まで

P. 9～10

経営安定資金－伴走支援型経営力強化資金 信用保証料率（川崎市補助後⇒市補助料率）

変更前	変更後 （令和7年10月1日から 令和8年3月31日まで適用）
一般枠(4～9月) 年0.135～0.525% ⇒川崎市:年0.315～1.225%補助後の料率 一般枠(10～3月) 年0.225～0.875% ⇒川崎市:年0.225～0.875%補助後の料率	一般枠(4～3月) 年0.135～0.525% ⇒川崎市:年0.315～1.225%補助後の料率
セーフティネット枠(4～5月、10～3月) 年0.383% ⇒川崎市:年0.382%補助後の料率 セーフティネット枠(6～9月) 年0.230% ⇒川崎市:年0.535%補助後の料率	セーフティネット枠(4～5月) 年0.383% ⇒川崎市:年0.382%補助後の料率 セーフティネット枠(6～3月) 年0.230% ⇒川崎市:年0.535%補助後の料率